

班 回 覧

次により公営住宅入居者を募集します。

令和5年6月2日

陸別町長 本 田 学

公 営 住 宅 入 居 者 の 募 集

1 入居者を募集する住宅の概要

団 地 名	戸 数	種 類	規 格	面 積	家 賃	備 考
新 町	1	公 住	2LDK	68.73 m ²	23,300 円～	R 1 年度建設 Q-1
新 町	1	公 住	2LDK	68.73 m ²	23,100 円～	H 30 年度建設 P-2
新 町	1	公 住	2LDK	68.73 m ²	22,900 円～	H 29 年度建設 O-3
新 町	1	公 住	2LDK	72.87 m ²	25,500 円～	H 25 年度建設 K-2
新 町	1	公 住	2LDK	72.87 m ²	25,200 円～	H 24 年度建設 J-2
新 町	1	公 住	2LDK	72.87 m ²	25,200 円～	H 24 年度建設 I-2
第1若葉	1	公 住	2LDK	70.85 m ²	22,500 円～	H 22 年度建設 F-103
第1若葉	1	公 住	2LDK	60.31 m ²	19,500 円～	H 15 年度建設 D-104
第1若葉	1	公 住	2LDK	60.31 m ²	19,500 円～	H 15 年度建設 D-105
第1若葉	1	公 住	2LDK	60.31 m ²	19,400 円～	H 14 年度建設 C-102
第1若葉	1	公 住	2LDK	60.31 m ²	19,400 円～	H 14 年度建設 C-106
第2若葉	1	公 住	2LDK	61.74 m ²	19,800 円～	H 12 年度建設 B-102
第2若葉	1	公 住	2LDK	61.74 m ²	19,800 円～	H 12 年度建設 B-104
第2若葉	1	公 住	2LDK	61.74 m ²	19,800 円～	H 12 年度建設 B-105
第2若葉	1	公 住	2LDK	61.74 m ²	19,800 円～	H 12 年度建設 B-107
第2若葉	1	公 住	2LDK	61.74 m ²	19,800 円～	H 12 年度建設 B-206
第2若葉	1	公 住	2LDK	61.74 m ²	19,800 円～	H 12 年度建設 B-207
共 栄	1	公 住	2LDK	60.00 m ²	18,900 円～	H 9 年度建設 C-2
共 栄	1	公 住	2LDK	60.00 m ²	18,900 円～	H 9 年度建設 B-1
共 栄	1	公 住	2LDK	60.70 m ²	19,100 円～	H 9 年度建設 B-3
共 栄	1	公 住	2LDK	61.97 m ²	18,800 円～	H 7 年度建設 A-4
第2新町	1	公 住	3LDK	75.39 m ²	21,600 円～	H 6 年度建設 か-2
第2新町	1	公 住	2LDK	62.31 m ²	16,900 円～	H 6 年度建設 く-1
第2新町	1	公 住	2LDK	62.31 m ²	16,900 円～	H 6 年度建設 け-2
第2新町	1	公 住	3LDK	72.06 m ²	21,500 円～	H 5 年度建設 え-1
上斗満	1	公 住	2LDK	59.20 m ²	12,300 円～	H 6 年度建設 C-1
上斗満	1	公 住	3LDK	75.77 m ²	16,600 円～	H 5 年度建設 A-1
上斗満	1	公 住	3LDK	75.77 m ²	16,600 円～	H 5 年度建設 B-1
上斗満	1	公 住	3LDK	75.77 m ²	16,600 円～	H 5 年度建設 B-2
つつじヶ丘	1	公 住	2LDK	53.43 m ²	15,700 円～	H 4 年度建設 F-1
つつじヶ丘	1	公 住	3LDK	67.07 m ²	19,900 円～	H 4 年度建設 F-5

※家賃は入居する世帯の収入によってかわります。

2 入居者資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかな方
- (2) 町税を滞納していない方

3 申込みの方法

入居を希望する方は、“役場建設課”で申込み用紙の交付を受け、所定の事項を正しく記入のうえ、令和5年6月16日までに提出して下さい。

4 入居の時期

入居に関する手続きが完了次第、入居決定者あてに通知します。

5 選考の概略

申込みをした方の数が入居させようとする住宅の戸数をこえる場合は、次の各号に掲げる方について実状を調査し、住宅に困窮する度合いの高い方から入居を決定します。この場合において困窮順位の定め難い方については、抽選等により決定します。

(1)	住宅以外の建物若しくは場所に居住し又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している方
(2)	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている方又は住宅がないため親族と同居することができない方
(3)	住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある方
(4)	正当な事由による立ち退きの要求を受け適正な立ち退き先がないため困窮している方(自己の責に帰すべき自由に基づく場合を除く)
(5)	住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に住居を余儀なくされている方又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている方
(6)	以上の5項目に該当する方の他に現に住宅に困窮していることが明らかな方

6 その他

犬・猫等ペットの飼育は屋内外を問わず、禁止です。

(建設課建築担当)